

和歌山県立医科大学バイオメディカルサイエンスセンター設置規程

制 定 令和2年12月28日和医大規程第61号

最終改正 令和4年4月1日和医大規程第101号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学組織運営規則（平成18年4月1日和医大規則第4号）第24条の3第3項の規定に基づき、和歌山県立医科大学次世代医療研究センター（以下「次世代医療研究センター」という。）に設置するバイオメディカルサイエンスセンター（以下「センター」という。）の業務及び組織について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学附属病院の患者等から同意を得て提供された組織、血液、尿等の生体試料（以下「試料」という。）及びその試料に関連する診療情報（以下「情報」という。）を適切に保存及び管理するとともに学内外の研究機関等との受託研究や共同研究に利用することによって、様々な解析によるゲノム医療及び医薬看共同研究の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 試料及び付随する情報の保存及び管理に関すること。
- (2) 試料から作成した産物（培養細胞、核酸、タンパク質等）の保存及び管理に関すること。
- (3) 試料、産物及び情報の学内外の研究機関等への提供に関すること。
- (4) 試料、産物及び情報を用いた分子生物学的手法を含む様々な測定及び解析に関すること。
- (5) 学内外の研究機関等との様々な受託業務、受託研究及び共同研究等に関すること。
- (6) その他センターの目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 センターに、センター長及び副センター長を置く。

2 センター長及び副センター長は、本学の教員のうちから次世代医療研究センター長が指名する。

3 センター長及び副センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、次世代医療研究

センター長の任期を超えることはできない。

4 副センター長は、センター長に事故があるときはその職務を代理する。

5 センターにバイオマーカー解析部門、検体管理部門、情報管理部門及びシステム管理部門を置く。

(バイオマーカー解析部門)

第5条 バイオマーカー解析部門に部門長及び副部門長を置く。

2 部門長は、センターの専任教員とし、学長が任命する。

3 副部門長は、センター長が指名する薬学部の教員をもって充てる。

4 副部門長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期を超えることはできない。

(検体管理部門)

第6条 検体管理部門に部門長を置く。

2 部門長は、病理診断科長が推薦し、センター長が指名する本学の教員をもって充て、任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期を超えることはできない。

(情報管理部門)

第7条 情報管理部門に部門長を置く。

2 部門長は、センター長が指名する本学の教員をもって充て、任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期を超えることはできない。

(システム管理部門)

第8条 システム管理部門に部門長を置く。

2 部門長は、センター長が指名する本学の教員をもって充て、任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期を超えることはできない。

(管理運営委員会)

第9条 センターの運営に関する基本的な事項を審議するため、バイオメディカルサイエンスセンター管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）を置く。

2 管理運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

3 検体管理部門の運営については、人体病理学教室・病理診断科の病理医及び中央検査部病理診断部門の技師の兼務並びに中央検査部病理診断部門の機器の併用をもって行う。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が管理運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。